

宮建産連発第7号  
平成28年5月13日

宮崎県建設産業団体連合会  
各構成団体代表者 殿

宮崎県建設産業団体連合会  
会長 山崎 司  
( 公 印 省 略 )

平成28年度建設産業経営力強化支援事業について（通知）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、新しい事業分野への進出・定着を図るための標記支援事業について、募集の周知案内が県土整備部より届きましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、貴会会員業者への周知の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、標記事業については、本年度からの3ヵ年事業となっており、詳細については、別添をご覧ください。

(文書取扱 大谷)

280-1268  
平成28年5月2日

一般社団法人宮崎県商工会議所連合会長  
宮崎県商工会連合会長  
宮崎県中小企業団体中央会長 殿  
一般社団法人宮崎県建設業協会会長  
宮崎県建設産業団体連合会長

宮崎県県土整備部長  
(公印省略)

平成28年度建設産業経営力強化支援事業の募集について(依頼)

平素より、本県の県土整備行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、県では建設業に軸足を置きながら新しい事業分野への進出・定着を図る県内事業者に補助金を交付しており、下記のとおり平成28年度事業の募集を行うことにしました。

つきましては、事業概要をまとめた別紙チラシを作成しましたので、事業の積極的な利用促進のため、貴事務所での掲載等による貴会会員への周知及び御案内をお願いいたします。

記

1 事業概要

別紙チラシのとおり(100部)

2 募集期間(予定)

- 第1期 5月20日(金)～6月17日(金)まで
- 第2期 7月11日(月)～8月16日(火)まで
- 第3期 9月16日(金)～10月14日(金)まで
- 第4期 11月4日(金)～12月2日(金)まで

※募集期間は予定であり、事業予算額を超える申請があった際には、以降の募集を中止する場合があります。

(文書取扱 管理課)

建設業担当 岡部  
電話 0985-26-7176





[トップ](#) > [社会基盤](#) > [土地・建設業](#) > [建設業](#) > 建設産業経営力強化支援事業について

ツイート

いいね! 0

更新日：2016年5月2日

## 建設産業経営力強化支援事業について

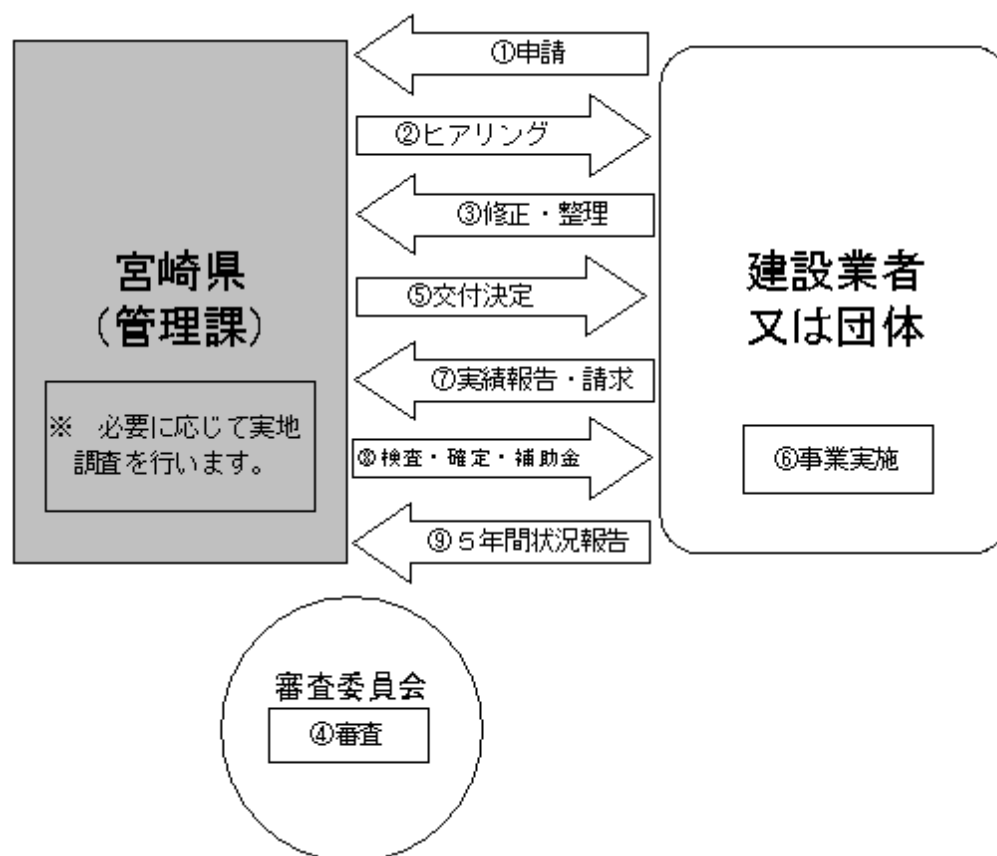
県内に本店（主たる営業所）を有する建設業許可業者が建設業を営みながら、新しい事業分野に進出等を図るために必要な経費を支援することで、県内建設業者の経営力を強化することを目的として実施しています。

### (1) 補助事業の内容

|              |   |   |   |
|--------------|---|---|---|
| <b>対象事業</b>  | <b>(1) 経営革新プラン策定費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新分野への進出を目的とした計画策定</li> <li>合併・組合設立などの企業間連携を目的とした計画策定</li> </ul>  | <b>(2) 新分野定着促進費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新分野に進出するための初期投資の事業</li> <li>新分野での定着を図るための事業</li> </ul>   | <b>(3) 共同販売促進費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新分野において建設業者や団体が共同で行なう販売促進事業</li> </ul>  |
| <b>対象経費</b>  | 委託費、旅費、報償費等   | 報償費、旅費・研修費、販路開拓費、建造物整備費、設備整備費、備品購入費等  | 報償費、旅費・研修費、販路開拓費等   |
| <b>補助対象者</b> | 宮崎県内に主たる営業所を有する建設業法第2条第3項に規定する建設業者  | 宮崎県内に主たる営業所を有する建設業法第2条第3項に規定する建設業者  | 建設業者が総構成員の2分の1を超える団体  |
| <b>条件等</b>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>県税に未納がないこと。</li> <li>地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている事業者で、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。</li> <li>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>県税に未納がないこと。</li> <li>地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている事業者で、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。</li> <li>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>県税に未納がないこと。</li> <li>地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている事業者で、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。</li> <li>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を</li> </ol> |


|                   |                     |   |            |
|-------------------|---------------------|---|------------|
|                   | 有していないこと。           | を有していないこと。<br>4. 建設業に従事していた者<br>又は従事している者を新<br>分野での業務に従事させ<br>ている又は従事させる予<br>定の事業とする。           | を有していないこと。 |
| <b>補助率</b>        | 2分の1以内              |   |            |
| <b>補助<br/>限度額</b> | 1,000,000円          | 1,000,000円<br>※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経<br>営革新計画の承認を受けて、新分野の事業に取り組む建設業<br>者又は団体<br>2,500,000円 |            |
| <b>事業期間</b>       | 単年度（交付決定後の翌3月31日まで） |   |            |
| <b>申請<br/>手続等</b> | 今年度の予定は下記（枠外）のとおり   |   |            |

## (2)申請から補助金交付までの流れ



## (3)平成28年度申請手続きについて

- 申請期間  
第1期：平成28年5月20日（金曜日）～6月17日（金曜日）
- **申請される場合、先ずは下記（お問い合わせ）管理課の建設業担当までご連絡をお願いします。**
- 申請に必要な書類等  
(1) 補助金交付申請書

- (2) 事業計画書〈様式第1号〉
- (3) 収支予算書〈様式第2号〉
- (4) 内訳書、見積書の写し
- (5) 経営革新計画の承認通知書及び承認申請書（経営革新計画の承認を受けて事業に取り組む場合）
- (6) その他事業の概要がわかる資料
- (7) 商業・法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- (8) 定款の写し（法人の場合）
- (9) 直近3か年の決算書
- (10) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (11)  [特別徴収実施確認・開始誓約書（PDF：217KB）](#)

- ヒアリング  
随時
- 交付決定  
申請期間終了後、審査委員会で審査の上、交付決定します。
- その他
  - 申請に要する経費については補助対象になりません。
  - 交付決定日以前の契約や支払い済みの経費については補助対象経費になりません。
  - 日程は状況により前後することがあります。

#### (4)申請書の様式

|                     |  |  |  |
|---------------------|--|--|--|
| 交付申請書               |  <a href="#">補助金交付申請書（ワード：31KB）</a>                         |  |  |
| 事業計画書               |  <a href="#">様式第1号<br/>（経営革新プラン<br/>用）（ワー<br/>ド：36KB）</a>  |  <a href="#">様式第1号<br/>（新分野定着促進<br/>用）（ワー<br/>ド：36KB）</a>  |  <a href="#">様式第1号<br/>（共同販売促進用）<br/>（ワード：39KB）</a> |
| 収支予算書               |  <a href="#">様式第2号<br/>（経営革新プラン<br/>用）（ワー<br/>ド：40KB）</a> |  <a href="#">様式第2号<br/>（新分野定着促進<br/>用）（ワー<br/>ド：41KB）</a> |  <a href="#">様式第2号<br/>（共同販売促進用）<br/>（ワード：39KB）</a> |
| 補助金交付申請取下届出書        |  <a href="#">様式第3号（ワード：25KB）</a>                          |  |  |
| 補助事業の内容（経費）の変更承認申請書 |  <a href="#">様式第4号<br/>（経営革新プラン<br/>用）（ワー<br/>ド：40KB）</a> |  <a href="#">様式第4号<br/>（新分野定着促進<br/>用）（ワー<br/>ド：43KB）</a> |  <a href="#">様式第4号<br/>（共同販売促進用）<br/>（ワード：40KB）</a> |
| 補助事業中止（廃止）承認申請書     |  <a href="#">様式第5号（ワード：25KB）</a>                          |  |  |
| 補助事業遅延等報告書          |  <a href="#">様式第6号（ワード：26KB）</a>                          |  |  |

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| 補助事業実施<br>状況報告書                             | <b>Word</b> <a href="#">様式第7号<br/>(経営革新プラン<br/>用) (ワー<br/>ド: 36KB)</a> | <b>Word</b> <a href="#">様式第7号<br/>(新分野定着促進<br/>用) (ワー<br/>ド: 37KB)</a> | <b>Word</b> <a href="#">様式第7号<br/>(共同販売促進用)<br/>(ワード: 35KB)</a> |
| 実績報告書                                       | <b>Word</b> <a href="#">補助事業実績報告書 (ワード: 25KB)</a>                      |  |   |
| 収支決算書                                       | <b>Word</b> <a href="#">様式第8号<br/>(経営革新プラン<br/>用) (ワー<br/>ド: 42KB)</a> | <b>Word</b> <a href="#">様式第8号<br/>(新分野定着促進<br/>用) (ワー<br/>ド: 46KB)</a> | <b>Word</b> <a href="#">様式第8号<br/>(共同販売促進用)<br/>(ワード: 43KB)</a> |
| 補助金請求書                                      | <b>Word</b> <a href="#">様式第9号 (ワード: 34KB)</a>                          |  |   |
| 補助金に係る<br>消費税額及び<br>地方消費税額<br>の確定に伴う<br>報告書 | <b>Word</b> <a href="#">様式第10号 (ワード: 26KB)</a>                         |  |   |

## (5)建設産業経営力強化支援事業に関する規程

支援事業に関する詳細な取扱いなどは以下を参照ください。

- PDF** [建設産業経営力強化支援事業補助金交付要綱 \(PDF: 116KB\)](#)

### お問い合わせ

県土整備部管理課  
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
電話: 0985-26-7176  
ファクス: 0985-26-7312  
メールアドレス: [kanri@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kanri@pref.miyazaki.lg.jp)



〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

Copyright© Miyazaki Prefecture. All rights reserved. 各ページに掲載の写真及び記事等の無断転載を禁じます。